

1 委員会審議経過

【 内閣委員会 】

(1) 審議概観

第155回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（衆議院継続2件）及び衆議院提出（内閣委員長）1件の合計5件であり、いずれも可決した。また、前国会から継続審査となっていた参議院議員提出1件は、審査を終了するに至らなかった。

また、本委員会付託の請願8種類331件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

警備業法の一部を改正する法律案は、前国会において衆議院で継続審査とされたものである。その内容は、警備業者等の欠格事由に、暴力団員と密接な関係にある者等を追加するとともに、精神病者に係る事由の見直しを行うほか、代表者の氏名等全国的に共通する事項の変更届出手続を簡素化する等の必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、警備業に関する欠格事由の在り方、警備業への暴力団参入排除徹底の必要性、警備員教育の重要性、検定制度の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

古物営業法の一部を改正する法律案は、前国会において衆議院で継続審査とされたものである。その内容は、古物競りあっせん業者に関し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、インターネットを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備しようとするものである。

委員会においては、「古物競りあっせん業」に対する法規制の是非、「古物競りあっせん」の定義、規制新設に当たってのパブリックコメント実施の必要性、古物営業に関する本人確認の具体的方法、記録保存の努力義務と通信の秘密との関係、盗品等についての警察への申告義務の実効性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

独立行政法人国民生活センター法案は、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、直接相談・商品比較テスト廃止の是非、国民生活センターと消費生活センター等との連携強化の必要性、消費者教育の重要性、評価委員選任の在り方、国民生活センターへの天下り問題等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

構造改革特別区域法案は、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定の手續、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置等を定めるとともに、構造改革特別区域推進本部を設置しようとするものである。

委員会においては、小泉内閣総理大臣の出席を求めるとともに、参考人からの意見聴取を行ったほか、特区構想の推進に向けての小泉内閣総理大臣のリーダーシップ、本法律案の理念と意義、教育、医療・福祉分野等への株式会社の参入問題、規制改革万能主義への懸念、規制の特例措置の効果に対する評価の在り方等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、7項目からなる附帯決議が付された。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案は、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証に係る申請手続を簡素化するとともに、暴力団排除の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、小川内閣委員長からNPO法人の自主独立性の確保と警察の関与の在り方等6項目についての確認質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案は、第153回国会に提出され、同国会及び第154回国会で継続審査となっていたものである。その内容は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実を踏まえ、そのような事実について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

〔国政調査等〕

11月5日、我が国の科学技術政策、いわゆる従軍慰安婦問題、総合デフレ対策、北朝鮮による拉致被害者等、男女共同参画社会の形成、靖国神社問題、総合防災対策等の諸問題について質疑が行われた。

11月12日、食品安全行政、男女共同参画社会の形成、北朝鮮による拉致問題、警察行政、構造改革特区制度、いわゆる従軍慰安婦問題等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成14年11月5日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国の科学技術政策に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件、総合デフレ対策に関する件、北朝鮮による拉致被害者等に関する件、男女共同参画社会の形成に関する件、靖国神社問題に関する件、総合防災対策に関する件等について竹中経済財政政策担当大臣、細田国務大臣、谷垣国務大臣、福田国務大臣、石原国務大臣、鴻池国務大臣、矢野外務副大臣、米田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品安全行政に関する件、男女共同参画社会の形成に関する件、北朝鮮による拉致問題に関する件、警察行政に関する件、構造改革特区制度に関する件、いわゆる従軍慰安婦問題に関する件等について谷垣国務大臣、福田国務大臣、細田国務大臣、鴻池国務大臣、米田内閣府副大臣、加藤総務副大臣、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月14日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、米田内閣府副大臣、岩城国土交通大臣政務官、岩永総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（第154回国会閣法第35号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

- 古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第68号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月19日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第68号）（衆議院送付）について谷垣国家公安委員会委員長、石原規制改革担当大臣、西川経済産業副大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第154回国会閣法第68号） 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、無

○平成14年11月21日（木）（第6回）

- 独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）（衆議院送付）について竹中経済財政政策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月26日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）（衆議院送付）について竹中経済財政政策担当大臣、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産

- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月28日（木）（第8回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣、渡海文部科学副大臣、鴨下厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月3日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣、米田内閣府副大臣、吉村国土交通副大臣、鴨下厚生労働副大臣、太田農林水産副大臣、木村厚生労働副大臣、森山財務大臣政務官、中野法務大臣政務官、木村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月5日（木）（第10回）

- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本経済研究センター理事長八代尚宏君、医療法人財団河北総合病院理事長河北博文君及び法政大学経営学部教授角瀬保雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について鴻池国務大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年12月10日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法案（閣法第69号）（衆議院送付）について小泉内閣総理大臣、鴻池国務大臣、鴨下厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、田中財務大臣政務官、木村内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長佐々木秀典君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理石毛鏝子君、同熊代昭彦君、竹中経済財政政策担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第7号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無
反対会派 なし

○平成14年12月12日(木)(第12回)

- 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第153回国会参第4号)について参考人中央大学法学部教授横田洋三君及び神戸大学大学院国際協力研究科助教授戸塚悦朗君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 請願第1号外330件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

独立行政法人国民生活センター法案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本法律により設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）とする。
- 2 センターの目的は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うこととする。
- 3 センターは、主たる事務所を神奈川県に設置することとし、その資本金は、全額政府出資とする。
- 4 センターの役員として、その長である理事長（任期4年）及び監事（任期2年）2人を置くとともに、理事（任期2年）を3人まで置くことができることとする。また、役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 センターの主な業務は、国民に対する国民生活の改善に関する情報の提供、国民からの苦情・問合せ等に対する情報の提供、類する業務を行う行政庁・団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報の提供、国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究、国民生活に関する情報の収集とする。
- 6 内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼすおそれがある場合など、国民に対して緊急に情報提供する必要がある場合には、センターに対し業務に関し必要な措置の実施を要求できることとする。
- 7 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。
- 8 国民生活センターは、センターの成立時において解散するものとし、その権利・義務は、センターが原則的に承継することとする。
- 9 本法律は、公布の日から施行する。ただし、国民生活センター法の廃止等は、平成15年10月1日から施行する。

構造改革特別区域法案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 構造改革特別区域基本方針

内閣総理大臣は、構造改革特別区域の設定を通じた経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する構造改革特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 構造改革特別区域計画

- (1) 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域について、構造改革特別区域として活性化を図るための構造改革特別区域計画を作成し、平成19年3月31日までに内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- (2) 規制の特例措置の適用を受ける特定事業を実施しようとする者は、地方公共団体に対し、構造改革特別区域計画の案の作成について提案することができる。
- (3) 内閣総理大臣は、認定の申請があった構造改革特別区域計画が構造改革特別区域基本方針に適合する等の基準に適合すると認めるときは、認定をするものとする。
- (4) 内閣総理大臣は、構造改革特別区域計画の認定をしようとするときは、計画に定められた規制の特例措置の内容に関する事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、関係行政機関の長は、計画に定められた規制の特例措置の内容に関する事項が、本法律等に定めるところに適合すると認められるときは同意をするものとする。
- (5) 認定を受けた構造改革特別区域計画に基づき実施主体が実施する特定事業については、本法律等に定める規制の特例措置を適用する。

3 法律の特例に関する措置

構造改革特別区域において講ずることができる、学校教育法、職業安定法、農地法等の法律による規制の特例措置を定める。

4 構造改革特別区域推進本部

構造改革の推進等に必要施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部を置く。

5 規制の特例措置の見直し

関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うとともに、その結果及び地方公共団体等の意見を踏まえ必要な措置を講ずる。

6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行する。ただし、構造改革特別区域計画及び法律の特例に関する措置についての規定は、平成15年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、抜本的な規制改革及び地方分権の推進の観点から次の諸点に留意し、適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法の適用状況について、少なくとも年1回以上、その効果、影響等を評価し、その結果、当該規制の特例を全国的に展開すべきとの結論に達した場合には、速やかに所要の措置を実施し、規制の特例措置が特定地域の既得権益とならないよう十分な配慮を行うこと。
- 2 本法成立後においても、講ずべき規制の特例措置の項目について、これまでの間において地方公共団体及び民間事業者等から提案がなされたものについて更なる検討を行うとともに、追加の提案を定期的に受け付け、次期常会への所要の法律案の提出を含め必

要な措置を講じること。

- 3 追加の提案を募集するに当たっては、地方公共団体及び民間事業者等に構造改革特別区域制度の意義、目的、進め方等を十分に周知させるとともに、地方公共団体及び民間事業者等からの相談を幅広く受け付け、これらに対して真摯に対応すること。
- 4 政令、主務省令、訓令及び通達に係る規制の特例措置の内容並びに構造改革区域計画の認定等に係る関係行政機関の長の同意の基準については、関係行政機関の長の裁量の余地を極力小さいものとするよう、構造改革特別区域基本方針において明確な基準及び方向性を定めること。
- 5 構造改革特別区域で講じることができる規制の特例措置の追加の決定に当たっては、内閣総理大臣及び担当大臣が指導力を発揮するとともに、関係行政機関の意見等をすべて公開するなど提案に対する政府の対応の明確化に努めること。
- 6 構造改革特別区域において実施される規制の特例措置の効果等の評価に当たっては、これを関係行政機関の長のみ委ねるのではなく、民間事業者、消費者等第三者の意見を踏まえつつ構造改革特別区域推進本部において政府全体として行い、全国における規制改革を推進するため必要な措置を講ずること。
- 7 地方公共団体から構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について確認を求められた場合は、関係行政機関の長は、速やかに書面又は電磁的方法により回答すること。
右決議する。

警備業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第35号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 警備業者等の欠格事由に関する規定の整備
 - (1) 暴力団員等に係る欠格事由の追加
 - イ 暴力団員等が正規の役員にはなっていないとしても、その事業活動が暴力団員等の影響下にある場合には、その者は、警備業を営んではならないこととする。
 - ロ 暴力団員以外の者でも、暴力団員に暴力的要求行為を依頼するなどして暴力団対策法上の命令又は指示を受けた者については、警備業者、警備員等の欠格事由に該当することとする。
 - (2) 精神病者に係る欠格事由の見直し
 - イ 警備業者、警備員及び機械警備業務管理者については、精神病者に係る欠格事由を、心身の障害により業務を適正に行う能力を有しない者として、国家公安委員会規則で定めるものに改めることとする。
 - ロ 警備員指導教育責任者の、精神病者に係る欠格事由を廃止することとする。
- 2 変更の届出に関する規定の整備
代表者の氏名等の全国的に共通する事項の変更に係る届出書については、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）にのみ提出す

れば足りることとする。

3 その他

警備業者について、病気・災害等正当事由がないのに、認定を受けてから6月以内に営業を開始せず、現に営業を営んでいないこと等が判明した場合、公安委員会は、当該認定を取り消すことができることとする。

4 施行期日

本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

古物営業法の一部を改正する法律案（第154回国会閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、古物の取引における高度情報通信ネットワークの利用の拡大等にかんがみ、古物競りあっせん業に関し、届出、申告その他の遵守事項、中止命令及び業務の実施の方法の認定に関する規定を新設するとともに、ホームページを利用して取引を行う古物商の遵守事項及び古物商が買受け等の相手方を確認するための措置について規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 インターネットを利用した古物取引に関する規定の整備

- (1) 古物商が古物の買受け等を行う場合の相手方の確認の方法として、相手方による電子署名が行われた電磁的記録の提供を受ける等の方法を追加する。
- (2) 古物商は、ホームページを利用した古物取引を行おうとする場合には、そのホームページを識別するための一定の符号（URL）を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。
- (3) 古物商は、ホームページを利用した古物取引を行うときは、当該ホームページ上にその氏名又は名称、許可証の番号等を表示しなければならない。
- (4) (3)の表示が真性であることを担保するため、公安委員会のホームページ上に、古物商の氏名又は名称、許可証の番号及びURLを掲載する。

2 古物競りあっせん業者（いわゆる「インターネット・オークション業者」等）に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備

- (1) インターネット・オークション業を営もうとする者は、公安委員会に届出書を提出しなければならない。
- (2) 業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。
- (3) 業者は、出品の申込者の確認、取引記録の作成及び保存に努めなければならない。
- (4) 業者は、業務の実施方法が国家公安委員会の定める盗品等の売買防止と発見に効果的な基準に適合する旨の認定を公安委員会から受けることができるとともに、認定を受けた業者は、その旨をホームページ上に表示できることとする。外国業者においても同様とする。
- (5) 出品された古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合、警察本部長等は、当該業者に対し、当該古物に係る競りの中止を命ずることができる。

(6) 警察本部長等は、必要があると認めるときは、業者から盗品等に関し必要な報告を求めることができる。

3 その他

警察本部長等は、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子メール、ファクシミリ等を利用する方法により品触れを発することができるとともに、警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所等に立ち入ること等ができる。

4 施行期日

本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1の(1)及び3の後段の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第7号）

【要旨】

本法律案は、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証の申請手続を簡素化するとともに、暴力団排除を強化する措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 別表に掲げる特定非営利活動の種類に、新たに「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「消費者の保護を図る活動」を追加する。
- 2 特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請書類の簡素化を図る。
- 3 暴力団等を排除するための措置の強化を図るため、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証基準を強化し、役員の下格事由を追加するとともに、所轄庁は、暴力団等であるとの疑いがあると認めるときは、所轄庁が内閣総理大臣である場合は警察庁長官、都道府県知事である場合は警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。
- 4 租税特別措置法に定める、いわゆる認定NPO法人に対する寄附又は贈与を行った者に係る寄附金控除等の特例について明記する。
- 5 特定非営利活動法人の理事等が、所轄庁に対して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁による検査を拒んだ場合等の罰則規定を追加する。
- 6 本法律は、平成15年5月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	独立行政法人国民生活センター法案	衆	14. 10. 21	14. 11. 20	14. 11. 26 可決	14. 11. 27 可決	14. 11. 7 特殊法人	14. 11. 18 可決 附帯	14. 11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
69	構造改革特別区域法案	衆	11. 5	11. 22	12. 10 可決 附帯	12. 11 可決	11. 8 内閣	11. 21 可決 附帯	11. 21 可決
○14. 11. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 8 衆本会議趣旨説明									
154 回 35	警備業法の一部を改正する法律案	衆	3. 1	11. 11	11. 14 可決	11. 15 可決	10. 18 内閣	11. 1 可決	11. 5 可決
154 回 68	古物営業法の一部を改正する法律案	衆	3. 15	11. 13	11. 19 可決	11. 20 可決	10. 18 内閣	11. 8 可決	11. 12 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
153 回 4	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	円 より子君 外6名 (13. 11. 14)			13. 12. 5	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案	内閣委員長 佐々木 英典君 (14. 12. 4)	14. 12. 4	14. 12. 6	14. 12. 9	14. 12. 10 可決	14. 12. 11 可決			14. 12. 6 可決